

■ 4条1項11号

不服 2023-006307

<本願商標>



第35類「家具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，建具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，花及び木の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，台所用品・清掃用具及び洗濯用具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

※補正後の指定役務

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「MONO」（標準文字）

第16類「家庭用食品包装フィルム，紙製ごみ収集用袋，プラスチック製ごみ収集用袋，衛生手ふき，紙製タオル，紙製テーブルナプキン，紙製手ふき，紙製ハンカチ」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、・・・、「MONO」の文字を太字で、その右上に「+」の文字を黄色で小さく表してなるところ、その構成文字は、文字の大きさを異にするものの、横一列に、まとまりのよい構成で配置されており、「モノプラス」と発音できる一連一体の語であるとの印象を与えるもので、いずれかの文字部分が強く支配的な印象を与えるものではない。

また、本願商標の構成中「MONO」の文字は「モノラル」の意味を有する英語であり、「+」の文字は「利点。プラスの。」の意味を有する「plus」の記号表記（参

照：「ジーニアス英和辞典 第5版」大修館書店）であるが、両語を結合して成語となるものではなく、各語の語義を結合した意味合いも漠然としている。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「モノプラス」の称呼を生じるが、特定の観念は生じない。

(2) 引用商標について

引用商標は、「MONO」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は「モノラル」の意味を有する英語（前掲書参照）であるが、我が国で親しまれた外来語ではない。

そうすると、引用商標は、その構成文字に相応して、「モノ」の称呼を生じるが、特定の観念は生じない。

(3) 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標を比較すると、外観においては、「MONO」の構成文字を含む点で共通するものの、語尾の「+」の文字部分の有無により、全体としては異なる語を表してなるから、判別は可能である。また、称呼においては、語頭の「モノ」の音を共通にするが、語尾の「プラス」の音の有無により、全体としての語調、語感異なるものとなり、聴別は可能である。

さらに、観念においては、いずれも特定の観念は生じないから、比較できない。

そうすると、両商標は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において判別及び聴別できるから、これらを総合して考察すれば、同一又は類似の商品又は役務について使用されるときであっても、出所の混同を生じるおそれはなく、類似する商標とは認められない。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは同一又は類似する商標ではないから、その指定商品及び指定役務を比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**MONO+**」と引用商標「**MONO**」は、観念において比較できないとしても、外観及び称呼において判別及び聴別できるから、これらを総合して考察すれば、同一又は類似の商品又は役務について使用されるときであっても、出所の混同を生じるおそれはなく、類似する商標とは認められない、と判断されました。

「+ (プラス)」の語については、一見すると識別力が弱い印象がありますが、最近の審決では一連一体の語として判断されるのが主流のようです。たとえば、以前にご紹介した審決（不服 2020-8208）においても、「**CURRENT+**／カレントプラス」と「**CURRENT**」は非類似と判断されています。

「+ (プラス)」に関連する商標の審決には、「**Accent+**」と「**アクセントプラス**」が非類似と判断された事件（不服 2020-16929）もあるくらいですので、本審決のような判断がなされるのは、個人的には疑問が残るものの納得せざるを得ないのでしょう。

既存の商品やサービスの改良版・後継版の商標に、「+ (プラス)」を付加する慣行は、意外と多く見られるように思います。本審決では、本願商標は小売役務を指定していますが、仮にこれが引用商標と同様の指定商品を指定しており、かつ、そのような慣行が多く見られる商品分野のものであったならば、結論が同じになるものか興味深いところです。

なお、比較的直近の審決例で、「**UTG+**」と「**UTG**」が同様に非類似と判断された事件（不服 2022-13577）がありますが、この審決では、

『・・・、たとえ、本願商標の構成中の「+」の記号が原審説示のとおり、商品のグレードの上位を示す記号・符号として、他の語に付して使用されていることから、自他商品の識別標識としての機能が弱い部分であるといえるとしても、請求人の提出に係る証拠によれば、「**UTG**」の語が「超薄型ガラス」の略称として使用されていることが認められる。

そうすると、本願商標の構成中の「**UTG**」の文字についても、指定商品との関係からすると、自他商品の識別標識としての機能が弱い部分であるといえる。

このように、自他商品の識別標識としての機能が弱いもの同士がまとまりよく一体に表され、かつ、構成全体から生じる称呼も無理なく一連に称呼し得る本願商標においては、その構成中のいずれかの部分のみに着目されることなく、構成全体が不可分一体のものとして取引者、需要者に認識されるとみるのが相当である。』

と判断されており、「+」の識別力は弱いと認めているようにも読めます。

（弁理士 永露 祥生）

< 2023年12月1日 >